

不備の修正方法について

近江八幡市 商工振興課

以下の方法により修正をお願いいたします。

○不足書類等をメール、郵送、FAXのいずれかで送付。

※メールにて送付いただく場合、差し戻しのメールは送信専用アドレスのため返信いただいても当課へは届きません。必ず下記のアドレスへ送付してください。

(送付先)

〒521-1392近江八幡市安土町小中1-8

近江八幡市商工振興課 あて

TEL：0748-36-5517 FAX：0748-46-5320

Mail：011008@city.omihachiman.lg.jp

【注意】

- ・ メール等で送付いただいた不足書類は、当課にて当初の申請に添付させていただき、申請の状態を「差し戻し」から「処理中」に変更させていただきます。
- ・ 原則、上記の方法による修正をお願いしておりますが、入力内容を修正いただく必要がある場合のみ（振込先口座に誤りがあった場合など）、以下の方法により修正してください。

○差し戻しのメール内のURLをクリックし、リンク先からスマート申請にログイン。「この申請をもとに新規申請」をクリックし、不備の内容を修正のうえ再度申請。

※ 最初の申請時に入力いただいた内容は保持されていますが、添付ファイルは全て再度添付していただく必要があります。